

審 査 基 準

令和3年11月1日作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第5条第5項
処 分 の 概 要：認定証の再交付
原 権 者：大分県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法施行規則第7条（認定証の再交付の申請）
審 査 基 準： 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：20日（うち経由期間10日）（行政庁の休日を除く。）
申 請 先：主たる営業所の所在地を所轄する警察署の生活安全関係事務担当課
問 合 せ 先：大分県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業・探偵業係（電話097-536-2131） 主たる営業所の所在地を所轄する警察署の生活安全関係事務担当課
備 考：